

資料編

1. 国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則
2. 国立大学法人鹿児島大学総務企画・コンプライアンス推進室要項
3. 鹿児島大学防災基本規則

○国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則

平成 17 年 12 月 20 日

規則第 92 号

(目的)

第 1 条 この規則は、大学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における危機管理体制、対処方法を定めることにより、本学の学生、職員、役員及び近隣住民等(以下「学生等」という。)の安全確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

第 2 条 前条の目的を達成するため、この規則に定める危機管理の対象とする事象(以下「危機事象」という。)は、次の各号の一に該当するものであって、組織的・集中的に対処することが必要な事態とする。

- (1) 本学の教育研究等の活動の遂行に重大な支障のある事態
- (2) 学生等の安全にかかわる重大な事態
- (3) 施設管理上の重大な事態
- (4) 本学に対する社会的信頼を損なう事態
- (5) その他前各号に類するような事態

(定義)

第 3 条 この規則において「部局等」とは、事務局、各学部、大学院理工学研究科、大学院医歯学総合研究科、大学院臨床心理学研究科、大学院連合農学研究科、附属病院、各機構又は機構の各センター、ヒトレトロウイルス学共同研究センター及び各学内共同教育研究施設をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項に規定する部局等の長(事務局にあっては総務担当理事)をいう。

(危機管理のための学長等の責務)

第 4 条 学長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、全学の危機管理体制の充実に努めなければならない。

2 理事は、学長を補佐し、危機管理体制の充実に努めなければならない。

3 部局長は、当該部局等における危機管理の責任者であり、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局等の危機管理体制の充実に努めなければならない。

4 職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第 5 条 学長、理事及び部局長は、危機管理に関する資料の配布、研修の実施等により、全学及び各部局等における日常的な危機管理の充実を図るものとする。

2 学長、理事及び部局長は、法令及び関係する学内規則等に従い、学生等が本学に起因する危機により災害等をこうむることのないよう、常に配慮しなければならない。

3 学長、理事及び部局長は、危機管理に当たり、学生等に対する必要な広報、情報提供等に努めるものとする。

(危機管理員)

第 6 条 学長の下に危機管理員を置く。

2 危機管理員は、学長の指揮の下に、全学的に対処が必要な危機管理に当たる。

3 危機管理員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事

- (2) 部局長
- (3) その他学長が指名する者
(総務企画・コンプライアンス推進室)

第7条 危機管理に関する一元的な情報の収集及び管理並びに危機事象の対処に係る企画立案及び実施に関する総括は、国立大学法人鹿児島大学総務企画・コンプライアンス推進室(以下「総務企画・コンプライアンス推進室」という。)において行う。

(危機事象に関する通報等)

第8条 職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、危機管理員又は総務企画・コンプライアンス推進室に通報しなければならない。

- 2 危機管理員は、前項の通報を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに学長及び総務企画・コンプライアンス推進室に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、学長及び総務企画・コンプライアンス推進室と対処方針を協議しなければならない。

(対策本部の設置)

第9条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
 - (2) 副本部長は、危機管理員の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
 - (3) 本部員は、理事、関係部局長、関係事務局課長等の中から本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 対策本部の事務は総務部総務課が主管し、関係部課等から学長の指名する者が参画する。
- 4 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限)

第10条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。

- 2 職員(部局長を含む。)は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、その事案処理に当たり、国立大学法人鹿児島大学役員会、国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会及び国立大学法人鹿児島大学経営協議会(以下「役員会等」という。)の審議を含め本学の学内規則等により必要とされる手続を省略することができる。
- 4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に、役員会等に必要な報告をし、承認を受けなければならない。

(部局等における危機事象への対処等)

第11条 部局長は、当該部局等のみに係る危機であると判断する事象については、その内容、対処方針、対処状況等を学長に報告し、了解を得るものとする。この場合において、学長は、当該危機が全学に影響を及ぼすものと判断するときは、対策本部を設置し、全学的に対処することができる。

- 2 部局長は、当該部局等のみに係る危機事象であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

(学長が不在の場合の措置)

第12条 学長が外国出張等により不在の場合は、学長があらかじめ指名する理事が、この規則に基づき、危機管理に当たるものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 2 月 8 日から施行し、平成 19 年 1 月 12 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人鹿児島大学危機管理対策検討委員会規則(平成 18 年規則第 1 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○国立大学法人鹿児島大学総務企画・コンプライアンス推進室要項

平成24年3月15日

学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学組織規則(平成16年規則第1号)第20条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学総務企画・コンプライアンス推進室(以下「室」という。)に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2 室は、次に掲げる事項の企画立案及び実施をつかさどる。

- (1) 総務に関すること。
- (2) 儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (4) 訟務に関すること。
- (5) 労務調査に関すること。
- (6) 法令及び学内規則等の遵守義務違反等の総括に関すること。
- (7) 危機管理の総括に関すること。
- (8) 外部通報(研究不正及びハラスメントに関するものを除く。)に関すること。

2 室は、前項各号に掲げる事項について継続的に状況を確認し、業務遂行の障害となる要因を分析し、適切に対応する。

(組織)

第3 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) 学長が指名する学長補佐
- (4) 総務部長
- (5) 総務部総務課長、人事課長及び労務調査室長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第6号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じたときの補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第4 室に室長を置き、第3第1項第1号の理事又は同項第2号の副学長をもって充てる。

(構成員以外の者の意見の聴取)

第5 室が必要と認めたときは、構成員以外の者に意見を聴くことができる。

(事務)

第6 室に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年5月8日から実施し、平成24年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 国立大学法人鹿児島大学コンプライアンス推進室要項(平成24年3月15日学長裁定)及び国立大学法人鹿児島大学危機管理室要項(平成21年9月25日学長裁定)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年5月1日から実施する。

○鹿児島大学防災基本規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則第 130 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に定める災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則(平成 17 年規則第 92 号。以下「危機管理規則」という。)及び国立大学法人鹿児島大学職員労働安全衛生管理規則(平成 16 年規則第 53 号)に定めるもののほか、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における防災対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「責任部局」とは、別表第 1 の左欄に掲げる防災責任部局をいい、それぞれ同表の右欄に掲げる部局等を包括するものとする。

2 この規則において「責任部局の長」とは、前項に規定する責任部局の長(事務局にあっては、学長が指名した理事)をいう。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、本学の学生、生徒、児童及び園児(以下「学生等」という。)、役員及び職員(以下「役職員」という。)、患者等の生命・身体、施設等を災害から守り、教育・研究・診療機能の確保及び復旧を図るため、防災対策に関する必要な措置を講ずるものとする。

(責任部局の長の責務)

第 4 条 責任部局の長は、災害の被害を防止し、又は軽減するため、当該責任部局及び包括している部局等の実情に応じた防災対策に関する必要な措置を講ずるものとする。

(防災マニュアル等の作成)

第 5 条 学長は、第 3 条に定める学長が講ずる防災対策に関する必要な措置について、防災基本マニュアルに定め、部局等に周知するものとする。

2 責任部局の長は、前条に定める責任部局の長が講ずる防災対策に関する必要な措置について、責任部局の防災マニュアルに定め、学生等及び役職員にこれを周知するものとする。

(通報義務)

第 6 条 職員及び学生等が災害を確認し、又は災害が発生するおそれがあると判断した場合は、直ちに責任部局の長に通報しなければならない。

2 前項により通報を受けた責任部局の長は、遅滞なく学長へその情報を伝えなければならない。

(災害対策本部の設置)

第 7 条 学長は、前条の通報を受け、防災のため必要と判断したときは、危機管理規則第 9 条に基づき災害対策本部を設置するものとする。

2 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、学長をもって充て、災害対策業務を総括するものとする。

3 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、理事(非常勤を除く。)及び地震火山地域防災センター長をもって充て、本部長を補佐するものとする。

4 本部長が職務を遂行できない場合には、あらかじめ学長が指名した副本部長がその職務を代行する。

5 災害対策本部の構成及び担当業務は、防災基本マニュアルに定める。

(責任部局災害対策本部の設置等)

第8条 責任部局の長は、第6条の通報を受け、防災のため必要と判断したとき又は学長から指示があったときは、責任部局災害対策本部を設置するものとする。

2 責任部局災害対策本部長は、責任部局の長をもって充て、包括している部局等の災害対策業務を総括し、学長に災害の状況等を逐次報告するとともに、必要に応じて指示を受けるものとする。

(施設等の提供)

第9条 学長は、地方公共団体その他の関係機関(以下「関係機関等」という。)から近隣住民の緊急避難場所とするため又は被災地域における人命救助及びその他救護活動等のため、本学の施設の提供の要請があったときは、当該施設を管理する部局等の長と協議の上、可能な限り提供するものとする。

2 部局等の長は、近隣の住民が緊急避難してきたときは、一時的に、当該部局等のうち適当な施設を緊急避難場所として提供することができる。

3 前項により施設を提供したときは、当該施設を管理する部局等の長は、直ちに学長にその状況を報告するとともに、避難住民受入れ後の対策について指示を受けるものとする。

(災害対策支援の要請等)

第10条 学長は、災害対策業務の遂行に当たって本学で対応しきれないときは、文部科学省及び関係機関等へ人材派遣、医療、救護、救援物資の配送等の災害対策への支援を求めるものとする。

2 学長は、他の大学等が災害を受け、災害対策支援の要請があったときは、本学の職員の派遣、救援物資の援助等を行うことができる。

(ライフラインの確保等)

第11条 災害発生時において、学長は、各責任部局の長との連絡体制を確保し、電気、ガス、水道、情報通信等のライフラインの確保及び早期復旧に努めるものとする。

(被災状況報告)

第12条 学長は、被災の状況を的確に把握して、文部科学省及び関係機関等に報告するとともに、連絡を密にして、事態の収拾に努めるものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、防災に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月12日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 2 月 3 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条関係)

防災責任部局	部局等
事務局	事務局 高等教育研究開発センター 共通教育センター キャリア形成支援センター アドミッションセンター グローバルセンター 医用ミニブタ・先端医療開発研究センター 国際島嶼教育研究センター 研究支援センター 産学・地域共創センター 地震火山地域防災センター 司法政策教育研究センター ヒトレトロウイルス学共同研究センター 保健管理センター 稲盛アカデミー 総合研究博物館 学術情報基盤センター 埋蔵文化財調査センター 環境安全センター
法文学部	法文学部 人文社会科学研究科 臨床心理学研究科
教育学部	教育学部 教育学研究科 附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 附属教育実践総合センター
理工学研究科	理学部 工学部 理工学研究科 附属地域コトづくりセンター 附属天の川銀河研究センター
医歯学総合研究科	医学部 歯学部 医歯学総合研究科 保健学研究科 附属南九州先端医療開発センター
農学部	農学部 農学研究科 農林水産学研究科 附属農場 附属演習林 附属焼酎・発酵学教育研究センター 連合農学研究科
水産学部	水産学部 水産学研究科 農林水産学研究科 附属練習船かごしま丸 附属練習船南星丸 附属海洋資源環境教育研究センター
共同獣医学部	共同獣医学部 共同獣医学研究科 附属動物病院 附属越境性動物疾病制御研究センター 連合獣医学研究科
附属病院	附属病院
附属図書館	附属図書館 桜ヶ丘分館 水産学部分館